

令和7年4月から

プラスチック製容器包装も 製品プラスチックも

資源物として収集します



「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、
「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一括して収集しリサイクルします。

資源プラスチックの収集方法が変わります

これまで資源プラスチックとして
収集していたもの

プラスチック製容器包装



プラスチック製容器包装とは

中身の商品を取り出した(使った)あと、不要となるプラスチック製の入れ物(容器)や包んであったもの(包装)をいいます。

※プラマークが付いています。

New!

新たに資源プラスチックとして
収集が始まるもの

製品プラスチック



製品プラスチックとは

プラスチック製容器包装やPETボトル以外のプラスチック製品をいいます。プラマークは付いておらず、これまでは可燃ごみとして収集していました。※収集する製品プラスチックの詳細は裏面をご覧ください。



令和7年4月から

資源プラスチック
の出し方

プラスチック製容器包装に加え、
製品プラスチックも
資源プラスチックとなります。

資源プラスチック用収集袋
(紫色文字の袋)
に入れて出してください



- 注意書き等を変更した新しい収集袋は令和7年4月以降、順次切り替えていきます。
- これまでの「資源プラスチック用回収袋」も引き続き使用いただけます。
※使用期限はありません。

一括
収集